

## 太田市外三町広域清掃組合公告

群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、第1種事業の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、条例第7条及び群馬県環境評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号）第11条の規定に基づき次のとおり公告し、方法書を公衆の縦覧に供する。

平成26年11月13日

太田市外三町広域清掃組合

管理者 清水 聖義



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合
  - (2) 代表者 管理者 清水 聖義
  - (3) 所在地 太田市細谷町604番地1
  
2. 第1種事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業
  - (2) 種類 廃棄物処理施設の設置
  - (3) 規模 330t/日（予定）
  
3. 第1種事業実施区域  
太田市細谷町及び藤阿久町地内
  
4. 第1種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
太田市の一部
  
5. 方法書縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所 太田市外三町広域清掃組合（太田市細谷町604番地1）、千代田町環境保健課（邑楽郡千代田町大字赤岩1705番地の1）、大泉町環境課（邑楽郡大泉町日の出55番1号）、邑楽町安全安心課（邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1）、太田市環境政策課（太田市浜町2番35号）、群馬県環境政策課（前橋市大手町一丁目1番1号）、群馬県東部環境事務所（太田市西本町60番27号）  
なお、方法書は太田市外三町広域清掃組合ホームページでも公表する。  
(<http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0120a/risaikuru/top01.htm>)
  - (2) 縦覧期間 平成26年11月13日（木）から平成26年12月12日（金）まで  
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6. 方法書に対する意見書の提出

条例第8条第1項に基づき、方法書について環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

7. 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 平成26年12月26日(金)まで(郵送の場合、当日の消印有効)

(2) 提出先 〒373-0842 太田市細谷町604番地1

太田市外三町広域清掃組合 施設整備課

電話：0276-33-7980

FAX：0276-33-7981

メールアドレス：058100@mx.city.ota.gunma.jp

(3) その他意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載するものとする。

①提出者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②第一種事業方法書の名称

③第一種事業方法書についての環境保全の見地からの意見

(日本語により意見の理由を含めて記載すること。)

(4) 意見書の提出方法

意見書は持参、郵送、FAX、電子メールにて提出すること。